

## 第4章 障がい児支援の見込み及び目標

### 1. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要な量の見込み

給付の対象となる子ども

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある子ども、難病等に該当する子ども、その他、医師の診断等により療育の必要性があると認められる子ども

#### (1) 第2期障がい児福祉計画の点検及び評価について

第2期計画で定めたサービスの見込量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認します。

##### ア) 障がい児通所支援

事業の種別	利用量	見込	単位	R 2	R 3	R 4	R 5
	実人数						
	事業所数						
児童発達支援	利用量	見込	件/月	1,340	1,337	1,347	1,357
		実績	件/月	1,282 (1,042)	1,145 (1,007)	1,257 (1,124)	
	実人数	見込	人	85	108	109	110
		実績	人	102	91	101	
	事業所数	見込	箇所	8	8	8	8
		実績	箇所	7	7	9	
医療型児童発達支援	利用量	見込	件/月	0	0	0	0
		実績	件/月	0	0	0	
	実人数	見込	人	0	0	0	0
		実績	人	0	0	0	
	事業所数	見込	箇所	0	0	0	0
		実績	箇所	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用量	見込	件/月	3,300	2,930	2,990	3,178
		実績	件/月	2,996 (2,771)	2,605 (2,397)	3,197 (2,932)	
	実人数	見込	人	328	291	297	302
		実績	人	271	275	303	
	事業所数	見込	箇所	18	20	20	20
		実績	箇所	19	19	22	
保育所等訪問支援	利用量	見込	件/年	190	177	182	187
		実績	件/年	98	183	171	
	実人数	見込	人	27	30	31	32
		実績	人	21	30	32	
	事業所数	見込	箇所	1	2	2	3
		実績	箇所	3	3	3	
居宅訪問型児童発達支援	利用量	見込	件/月	0	10	10	10
		実績	件/月	6(3)	0(1)	0	
	実人数	見込	人	0	1	1	1
		実績	人	1	1	0	
	事業所数	見込	箇所	0	1	1	1
		実績	箇所	1	1	1	

(備考)

- 1 利用量について、各年度3月分で算定（括弧内の数字は、1年間の平均月利用量。）。ただし、保育所等訪問支援は年間利用量を記載。
- 2 実人数について、各年度3月末時点の支給決定人数で算定。
- 3 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

## 【児童発達支援】

利用者及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度のみ落ち込みが見られたものの、子ども1人あたりの平均月利用日数は年々増加が続いています。

児童発達支援センターつくし学園では看護師、理学療法士等の専門職を配置し、肢体不自由児や医療的ケア児の受入れも行っています。

## 【医療型児童発達支援】

半田市を含め、近隣に医療型児童発達支援を実施している事業所がなく、また、希望者もいなかったことから、利用はありませんでした。

## 【放課後等デイサービス】

利用者及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度のみ落ち込みが見られたものの、令和4年度からは新規開設による事業所数の増加もあり、再び大幅な増加をしています。

また、新規利用者の増加は、年長から小1にかけて最も多く、以降は大半が既存の利用者の継続利用となっています。

## 【保育所等訪問支援】

3か月から6か月の短期間で目標設定を行い、達成後にはサービスを終了し、順次、新たな利用希望者の受け入れができる運用を行っています。実利用人数については大きな変動はありませんでした。

## 【居宅訪問型児童発達支援】

医療的ケアが必要で、感染等の課題があり、集団への参加が難しい子どもの療育のために令和元年度から児童発達支援センターつくし学園で事業を開始しています。

## イ) 障がい児相談支援

事業の種類別	実人数	見込	単位	R 2	R 3	R 4	R 5
	事業所数	実績					
障がい児相談支援	実人数	見込	人	150	161	164	166
		実績	人	181 (156)	105 (141)	136 (153)	
	事業所数	見込	箇所	6	6	6	6
		実績	箇所	6	5	9	

(備考)

- 1 実人数について、各年度3月分の利用人数で算定。(括弧内の数字は、1年間の平均月利用量。)
- 2 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

## 【障がい児相談支援】

各指定障がい児相談支援事業所の協力により、「障がい児支援利用計画」の作成は、利用者全体の100%となっています。

事業所数については、第2期計画の見込みを超えています。

## ウ) 障がいのある子ども・子育て支援等の利用状況

事業の種別		見込	単位	R2	R3	R4	R5
		実績					
保育園		見込	人	62	84	85	86
		実績	人	83	81	82	76
幼稚園		見込	人		75	73	71
		実績	人	77	80	69	57
認定こども園	保育所型	見込	人	15	10	11	12
		実績	人	12	17	17	9
	幼稚園型	見込	人		27	28	29
		実績	人	24	26	16	19
放課後児童健全育成事業		見込	人	50	41	44	46
		実績	人	42	43	46	41

(備考)

- 1 保育園については、各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定。
- 2 幼稚園については、各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定。
- 3 認定こども園については、保育所型は各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定、幼稚園型は各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定
- 4 放課後児童健全育成事業については、各クラブから毎月提出される「登録児童状況調べ」における「登録障がい児（療育手帳若しくは身体障がい者手帳を所持する子ども、特別児童扶養手当証書を所持する子ども、又は医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関からこれらの子どもと同等の障がいを有していると認められる子どもをいう。）」数の年間平均値で算定。

**(2) 第3期計画の見込み**

ア) 基本的な考え方

障がい児通所支援等について、利用実績、子どもの保護者へのアンケート及び事業所等へのヒアリングにより、必要な需要量及び供給量を把握し、事業ごとに見込量を設定します。

上記障がい児支援のほかに、子ども・子育て支援について、障がいのある子どもの利用ニーズに関して見込量を設定します。

イ) 見込量

①障がい児通所支援

事業の種別	利用量	単位	R 6	R 7	R 8
	実人数				
	事業所数				
児童発達支援	利用量	日/月	1,381	1,381	1,393
	実人数	人	107	107	108
	事業所数	箇所	11	11	11
放課後等デイサービス	利用量	日/月	3,468	3,536	3,613
	実人数	人	349	359	370
	事業所数	箇所	20	20	21
保育所等訪問支援	利用量	日/年	144	149	149
	実人数	人	29	30	30
	事業所数	箇所	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	利用量	日/月	10	10	10
	実人数	人	1	1	1
	事業所数	箇所	1	1	1

(備考)

- 1 利用量について、各年度年間の平均月利用量で算定。ただし、保育所等訪問支援は年間利用量を記載。
- 2 実人数について、各年度3月末時点の支給決定人数で算定。
- 3 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。
- 4 「(1) 第2期障がい児福祉計画の点検及び評価について」に記載の医療型児童発達支援については、令和6年度以降、児童発達支援に統合予定のため記載なし。

見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援 直近3か年(R2・R3・R4)の利用の増加を勘案して算定。</li> <li>○放課後等デイサービス 直近3か年(R2・R3・R4)の利用の増加を勘案して算定。</li> <li>○保育所等訪問支援 直近3か年(R2・R3・R4)の利用実績がほぼ横ばいとなっていることから、現状と同程度の利用が見込まれるとして算定。</li> <li>○居宅訪問型児童発達支援 利用対象者が少ないことから、現状と同程度の利用が毎年見込まれるとして算定。</li> </ul>
-----------	--

活動指針	障がい児通所支援事業所と関係機関が連携を図りながら、子どもの発達状況や生活環境を的確に把握し、子どもとその家族のニーズに応じた適切なサービスを提供します。
------	---

②障がい児相談支援

事業の種類別	実人数 事業所数	単位	R 6	R 7	R 8
	実人数 事業所数				
障がい児相談支援	実人数	人/月	152	155	159
	事業所数	箇所	9	9	9

(備考)

- 1 実人数について、各年度1年間の平均月利用人数で算定。
- 2 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

見込量設定 の考え方	令和4年度の1人当たりの平均利用件数に各年度の障がい児通所支援の支給決定人数を乗じて算定。
---------------	---

活動指針	<p>相談支援専門員が子どもの発達状況や生活環境を的確に把握し、本人に合った支援の利用調整を行います。</p> <p>そのために個別の支援会議を実施し、子どもとその家族のニーズを把握するとともに関係機関で方針を共有して支援を行います。</p>
------	---

③発達障がい者等に対する支援

事業の種類別	単位	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニング	人	10	10	10
ペアレントプログラム	人	16	16	16
ペアレントメンター	人	2	2	2
ピアサポートの活動	人	2	2	2

(備考)

- 1 ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムについて、各年度1年間の受講者数で算定。
- 2 ペアレントメンターについて、あいち発達障害者支援センターが実施する「ペアレントメンター養成講座」の受講修了者（過去の受講者含む。）の累積人数で算定
- 3 ピアサポートの活動について、各年度1年間の延べ参加人数で算定。

※ピアサポート：本計画では、障がいのある子どもの保護者同士の交流を目的とするものであって、市が主催又は共催する活動と定義。

見込量設定 の考え方	<p>○ペアレントトレーニング 令和5年度の実施予定人数10名。令和6年度以降も同数を見込む。</p> <p>○ペアレントプログラム 令和5年度の実施予定人数16名。令和6年度以降も同数を見込む。</p> <p>○ペアレントメンター 令和5年4月現在のペアレントメンターは0名。「ペアレントメンター養成講座」受講には、①発達障がいのある児童の養育経験があること、②ペアレントメンター等活動推進連絡会を構成する親の会に所属し、その会員として相談経験があること、③所属する親の会の代表者推薦を受けた者の全ての要件を満たす必要がある。当該講座は1年おきの開催のため、令和6年度に新たな受講修了者を見込む。</p> <p>○ピアサポートの活動 令和5年度の実施予定人数2名。令和6年度以降も同数を見込む。</p>
---------------	--

活動指針	<p>○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を行えるよう事業を継続的に実施していきます。</p> <p>○ペアレントメンター・ピアサポートの活動 ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場を提供します。 茶話会等の場には、ペアレントメンターを始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうことを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。</p>
------	---

④障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

事業の種別		必要量	単位	R6	R7	R8
保育園		86	人	80	80	80
幼稚園		75	人	65	65	65
認定こども園	保育所型	12	人	10	10	10
	幼稚園型	29	人	20	20	20
放課後児童健全育成事業		46	人	44	47	51

(備考)

- 1 保育園については、各年度4月1日時点の加配対象児数で算定。
- 2 幼稚園については、各年度5月1日時点の加配対象児数で算定。
- 3 認定こども園については、保育所型は各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定、幼稚園型は各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定
- 4 放課後児童健全育成事業については、各クラブから毎月提出される「登録児童状況調べ」における「登録障がい児（療育手帳若しくは身体障がい者手帳を所持する子ども、特別児童扶養手当証書を所持する子ども、又は医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関からこれら子どもと同等の障がいを有していると認められる子どもをいう。）」数の年間平均値で算定。

見込量設定の考え方	<p>○保育園・幼稚園・認定こども園 保育園は過去2年間（幼稚園は過去4年間）の加配対象児の総児童数に対する平均割合を令和6年度以降の予定入園児童数に乗じて算定。</p> <p>○放課後児童健全育成事業 令和5年度の登録障がい児数に特別支援学級在籍児童数の伸び率を乗じて算定。</p>
-----------	--

活動指針	<p>○保育園・幼稚園・認定こども園 個別の支援が必要な子どもの人数に合わせて、適切な加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を配置します。</p> <p>○放課後児童健全育成事業 事業所において、職員の支援力向上を目的とした研修会の実施により障がいのある子どもの受入れを促進します。</p>
------	--

## 2. 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標

### (1) 基本的な考え方

国の基本指針に基づき、障がい児支援の提供体制の整備として「①児童発達支援センターの設置」「②保育所等訪問支援の充実」「③重症心身障がい児を支援する事業所の確保」「④医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築」「⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置」の5点について、数値目標を定めます。

上記5点については、第2期計画においても設定した目標となります。本市においては、第2期計画期間中に全ての目標について達成しています。

### (2) 数値目標

#### ア) 児童発達支援センターの設置【関連：第3章 基本計画 3 全体】

##### 国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置すること。

目標	児童発達支援センターを1か所以上設置
現状（令和5年度末時点）	児童発達支援センターの設置数：1か所
目標（令和8年度末時点）	児童発達支援センターの設置数：1か所

##### 活動指針

身近な地域における中核的な療育施設として児童発達支援事業に加え、地域支援事業として①「発達支援相談あゆみ」による相談支援、②巡回療育支援による支援機関への指導・助言等、③保育所等訪問支援、④地域研修会・地域講演会、⑤ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等を実施します。

#### イ) 保育所等訪問支援の充実【関連：第3章 基本計画 3- (3) -①】

##### 国の基本指針

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用できる体制を構築すること。

目標	保育所等訪問支援の事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	保育所等訪問支援の事業所数：3か所
目標（令和8年度末時点）	保育所等訪問支援の事業所数：3か所

##### 活動指針

児童発達支援センターつくし学園から保育園、幼稚園、こども園等に就園する子ども、つくし学園や保育園等から小学校に就学する子どもなど、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるように、支援員が保育園、幼稚園、こども園、小学校等を訪問し、子どもの保護者や施設の職員への支援を実施します。

ウ) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保【関連：第3章 基本計画 4-(1)-⑥】

国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること。

目標	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：2か所
目標（令和8年度末時点）	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：2か所
目標	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：2か所
目標（令和8年度末時点）	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：2か所

（備考）

本計画では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所」として県の指定を受けている事業所と定義。

※「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所」として指定を受けるために必要な人員等の基準を満たしている事業所については、当該指定を受けていない場合でも「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所」とみなして算定。

活動指針	<p>現状として1か所以上の事業所を確保できているものの、医療的ケア児を含む重症心身障がい児を支援する事業所は、看護師の配置等の必要性から新規の事業所の増加は容易には見込めない状況です。</p> <p>児童発達支援センターつくし学園と民間事業所が連携して支援を行っていく必要があります。</p> <p>また、今後の需要の増加に備えて、近隣自治体と連携して必要な社会資源の確保に努めます。</p>
------	---

エ) 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築【関連：第3章 基本計画 4-(1)-③】

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

目標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
現状（令和5年度末時点）	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり
目標（令和8年度末時点）	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり

活動指針	<p>半田市障がい者自立支援協議会に設置された「医療的ケア支援に係る検討会」により、医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児の近況等の情報共有、課題の把握及び支援策の協議を継続的に実施します。</p>
------	--



## オ) 医療的ケア児等コーディネーターの配置【関連：第3章 基本計画 4-(1)-①】

## 国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

目標	医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置
現状（令和5年度末時点）	医療的ケア児等コーディネーター数：4名
目標（令和8年度末時点）	医療的ケア児等コーディネーター数：4名

活動指針	医療的ケア児の出生等から、当該子どもやその家族に寄り添いながら、必要な支援を総合的に調整する役割として、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。保護者や関係機関が必要時に相談できる体制として、医療分野と福祉分野に各2名配置します。
------	---